

➤ 各項目に対する考察・特記事項

全体的に：

自主管理に関する設問で、「はい」（実施している）と答えた機関が多かったが、回答のあった機関のほとんどが国立大学で、公私立大学や企業が少ないこと、また一部設問の表現が厳密でないために幅広い解釈を許容してしまったことと関連があると思われる。今後の課題としたい。

1：動物実験を行っているか？

「いいえ」と答えた 2 機関は製薬会社で、うち 1 社は米国本社では行っているが、日本法人では行っていないという回答だった。「その他」と答えた 1 機関は化粧品会社で、「代替法がないなどやむを得ない場合を除いて動物実験を行わない方針」という回答だった。

4～7及び9共通：

これらはいずれも動物実験に関する基本指針（文科省、厚労省）で「すること」（強制力はないが義務）と定められており、文科省が平成 23 年 6 月～9 月に全国の国公立大学等を対象に行った調査(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/09/1311589.htm)でも対象項目となっている。実施してない機関については平成 23 年 12 月末までに実施するように指導したとされていることから（平成 24 年の動物愛護法改正による法規制を避ける意図であったと推測される）、現在では大学や文科省所管の研究所ではほぼ 100%近い実施率であると推測され、今回のアンケートでも、大学・独立行政法人についてほぼ 100%が「はい」（行っている）という答えになったのは想定通りと言える。ただし厚労省所管の製薬会社その他の企業の実態については、行政の調査もなく、今回のアンケートでも回答率が低かったことから未だに不明である。

5：動物実験委員会（構成）

動物実験を行わない者や外部の有識者を挙げたところも多かったのは意外であったが、獣医師を挙げた機関が意外に少なく、技術者を挙げたところは 1 機関だけだった（注：自由記述式のため、数字はあくまで記載された中でのカウント）。なお、製薬その他企業では具体的な構成員に関する回答はなかった。1 社は企業上の秘密で答えられないとの回答だった。

5：動物実験委員会（計画書審査）

会議形式は少ないことを予想したが、回答のあった 40 機関中、28 機関が会議形式を挙げた。しかし以前にいくつかの国立大学を対象に行った調査では、計画書審査に会議形式を挙げた機関はほとんどなく、会議が計画書を審査するために開かれているのか、あるいは

年に数回程度、全体的な問題を話し合うために開かれているのかははっきりせず、今後の調査課題と考える。

6：教育訓練

「動物実験資格者認定試験」の実施を挙げた機関が1機関（滋賀医科大学）あった。

8：外部機関の検証

本設問は実態把握のために参考までに取り上げたが、現在国内で行われている外部検証は、同業者組織による身内（利害関係のない第三者と言えない）審査であり、また行政や一般市民の目が入らないという根本的な問題がある。検証内容も（国の動物実験指針に基づくとは言え）自己点検・評価の内容が妥当であるかどうかをチェックするだけのものとなっている。なお、海外機関の認証を準備中との回答が1機関（国立大学）だけあった。

9：情報公開

実験動物の飼養数や使用数、計画書の件数を挙げている機関も多いが、自己点検・評価報告書のみで情報公開をしているとしているところも少なくない（自己点検・評価報告書には上記のような市民の関心事に係る基本的な事項が欠如している）。なお、「苦痛のカテゴリ毎の使用動物数」を挙げた機関が1機関（福井大学）あった。また、研究成果（論文名その他）を挙げた機関が2機関（大阪大学、島根大学）、「動物実験関連論文・関連学会発表等数」を掲載している機関が1機関（宮崎大学）あった。

企業については、「はい」と答えた3社（製薬会社）のホームページを見ても、いずれも「動物愛護への取り組み」や「生命尊重」についてはうたわれていても、厚労省の指針に定められた機関内規程や自己点検評価の結果については見当たらなかった。厚労省の指針が守られていないこのような状況は他の企業についても同様であると見られ、指針制定以来6年経った今でも、行政も放ったらかし、企業も無視し続けているという現状がある。

10：獣医師の配置

「はい」が予想よりも多かったが、「専門」の意味を厳密に定義しなかったため、幅広く解釈がされた可能性がある。今後の調査課題と考える。

11：規程・法令違反をチェックする仕組み

「はい」が予想よりも多かったが、機関内規程に書いてあるだけ、実験計画書で審査している、自己点検や外部検証がそれに当たる、として「はい」と回答した機関もあった。設問で意図したのは、計画の段階や終了した後ではなく、通報や査察等の制度を設けて実験実施中の違反をチェックすることであった。「チェック」の意味を厳密に定義しなかったためであり、今後の調査課題と考える。なお、動物実験委員会の委員が実験室や飼養施設

を調査、査察していると答えた機関が多かったのは意外であった。ただし頻度や方法等、詳細について触れている機関は少なかった。

1 2：規程・法令違反を処罰する仕組み

「はい」が予想よりも多かったが、他の違反と同様に就業規則のみで対応している機関や、「規程で整備している」というだけで詳細について触れられていない機関も多かった。今後の調査課題と考える。

1 3：代替法の開発

単に代替法を利用していることや、計画書で代替法の有無を審査しているとして「はい」と答えているところが多かった。新たな代替法の開発を自社（大学）で行っているかどうか、という意味での設問だったが、質問が曖昧だったためか、幅広い解釈を許容してしまった。今後の調査課題と考える。なお、「眼刺激性試験（ドレーズテスト）代替法の研究開発などを行う研究部門を設置」していると回答した機関が 1 機関（東京工業大学）、「動物実験代替法国際研究助成を実施」していると回答した機関が 1 機関（マンダム）あった。

1 4～1 6：法整備について

意見を求める設問のため、回答率が低いことを予想したが、予想よりも回答率は高かった。ほとんどが自主管理は上手くいっているので法管理は必要ないという答えだった。熱心に力説する回答も複数あった。

➤ アンケート全体のまとめ

回答率について著しく国立大学中心に偏ったため、今回のアンケート結果がそのまま動物実験全体の自主管理状況を表しているものとは言い難いと考えられる。特に企業については情報公開に閉鎖的な傾向が強く、未だに全容の見えない部分が多い。今回アンケートで質問した内容は国立大学については既に情報公開等により判明している部分が多いが、今回回答のほとんどなかった企業や私立大学の実態はほとんど不明である。

自主管理状況に関するいくつかの設問は、今まで市民レベルで調査の行われてこなかったものも含まれ、手探りであったために、回答と上手く噛み合わない面もあったので、今後の課題としたい。ただし今回の調査で初めてわかった部分も多く、今後の法改正その他の運動の参考になると思われる。また自主管理の仕組みや運営の中でお手本になるものもいくつかあり、業界全体の底上げを図る提案や、法的裏付けの必要性を考える際の材料になると思われる。

法管理については否定的な意見が圧倒的であったが、やはり市民サイドとしては動物実験の管理を限られた専門家に委ねるのではなく、一般市民の直接的、間接的な監視による抑制力が働くシステムの実現と、そのための裏付けとしての法管理を求めていくべきであ

ると考える。あくまで妥協することなく、ただし話し合える点については話し合い、前進していく方法を模索していきたい。